

菟田町監査委員公告第3号

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月26日

菟田町監査委員 片山博則
同 岩谷 潔

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（令和8年3月3日付 菟田町監査委員公告第2号公表分）

2. 講じた措置の内容等

(ア)財政援助団体名 　　かんだ港まつり実行委員会

(イ)措置状況等 　　下記のとおり

監査の結果（指摘事項）	措置状況等
5年度2、3月分の役務費を6年度補助金の対象経費としている。	2、3月分の役務費及び需用費は、補助金交付決定後に補助金対象経費として処理していた。 今後、協賛金経費として処理する。